周南市上下水道局土木系工事における週休２日工事の実施要領【土木工事用】

（趣旨）

第１条　持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。

　このため、建設産業における「週休２日」の実現に向け、本要領に、週休２日の確保に取り組む工事（以下、「週休２日工事」という。）の実施方法等を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

１　週休２日工事（現場閉所型）

（１）　週休２日工事（現場閉所型）・完全週休２日

　対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

（２）　週休２日工事（現場閉所型）・月単位

　対象期間内で連続する全ての４週間（28 日）において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（３）　週休２日工事（現場閉所型）・通期

　対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（４）　対象期間

　現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（５）　現場閉所

　巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

（６）　４週８休以上の現場閉所

　現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）の水準以上に達する状態をいう。

２　週休２日工事（交替制）

（１）　週休２日工事（交替制）・完全週休２日

　対象期間内で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日間以上の休日を確保する取組をいう。

（２）　週休２日工事（交替制）・月単位

　対象期間内で連続する全ての４週間（28 日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

（３） 週休２日工事（交替制）・通期

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組をいう。

（４） 対象期間

現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期※1 を基本とする。

※1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

（５） ４週８休以上の休日

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（８日/28 日）の水準以上に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（対象工事）

第３条 現場作業を行う期間が１週間以上で設計金額が２００万円以上の土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）を対象とする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事は対象外とする。（「週休２日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

（発注方式）

第４条 工事の発注方式については、次の各号による。

（１） 発注者指定型の「週休２日工事（現場閉所型）」として発注する方式を基本とする。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休２日工事（交替制）」として発注する。

＜現場閉所が馴染まない工事の例＞

・緊急性が高い工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
・連続施工せざるを得ない工事
・社会的要請により、早期完成が望まれる工事

（２） 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議した上で、現場閉所型は交替制に、交替制は現場閉所型にそれぞれ変更することができる。

（３） 現場閉所型・交替制のいずれも困難な工事は、週休２日工事の対象としないことができる。

＜週休２日工事の対象外の例＞

・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

（発注方法）

第５条　工事の発注方法については、次の各号による。

（１）　発注者は、工事の発注にあたって、現場説明書（鑑）に「週休２日工事（発注者指定型・現場閉所型又は交替制）の対象工事」である旨を明示する。また、施工条件書に週休２日工事の適用について明示する。

（２）　工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部技術管理課）」によるものとする。

（実施方法）

第６条　工事の実施方法については、次の各号による。

（１）　受注者は、契約後速やかに、完全週休２日、月単位、通期のいずれを実施するかを検討の上、必要工期について確認を行う。

なお、発注者が示した工期を延伸したい場合は、計画工程表を発注者へ提出する。

（２）　発注者は、（１）により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

（３）　受注者は、（１）により決定した実施内容を確実に履行するものとする。なお、官公庁の休日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に連絡するものとする。

また、週休２日工事（現場閉所型）・完全週休２日において、受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

（４）　工事着手後に、工程の変更理由が以下の１）～５）に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

１）　受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

２）　著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

３）　工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合

４）　資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

５）　その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

（確認方法）

第７条　週休２日の確認方法については、次の各号による。

（１）　週休２日工事（現場閉所型）

受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表を監督職員に提示する。

なお、期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

（２）　週休２日工事（交替制）

受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表を監督職員に提示する。

なお、期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

（３）　共通事項

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

（経費の補正方法）
第８条　経費の補正は行わない。

（工事成績評定への反映）
第９条　工事成績評定は、次のとおり行う。
１　週休２日工事（現場閉所型）
（１）　受注者が月単位を実施し、これの達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点対象とする。また、完全週休２日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。
（２）　明らかに受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られず、週休２日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

２　週休２日工事（交替制）
上記１の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

３　共通事項
提示資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

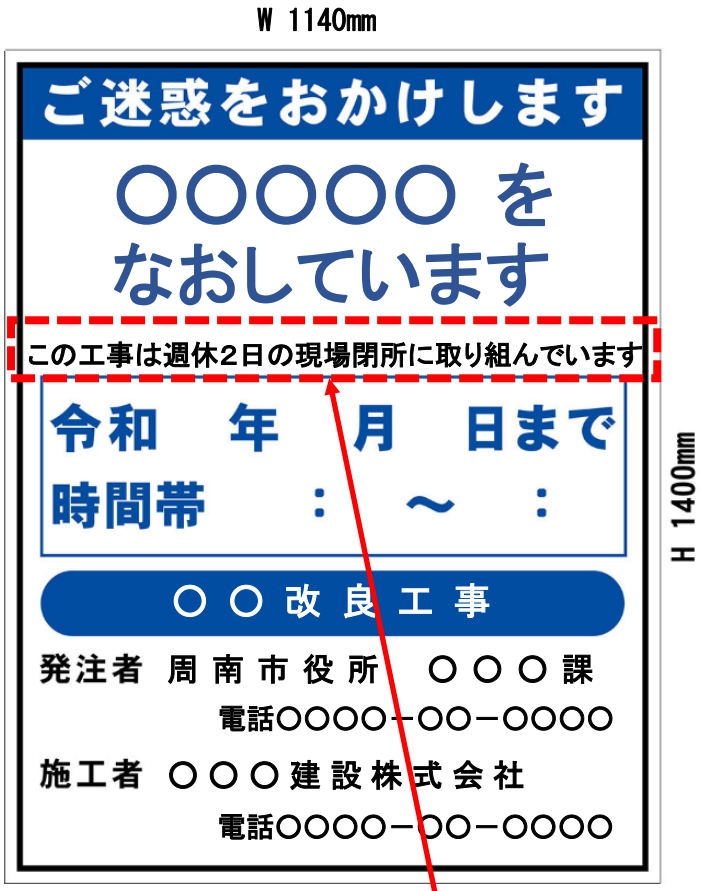
（工事標示板）
第１０条　受注者は、週休２日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。（別紙参照）

附　則
この要領は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和４年５月１日から施行し、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。
附　則
この要領は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要領は、令和６年８月１日から施行し、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。
附　則
この要領は、令和７年１２月１日から施行し、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。
附　則
この要領は、令和８年 10 月１日から施行し、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

別紙

工事標示板（作成例）

【適用：週休２日工事・現場閉所型】



週休２日の現場閉所に取り組んでいることを表示する。

「この工事は週休２日の現場閉所に取り組んでいます」
（文字：ヒラギノ角７、色：スミ　１３５pt）
※もしくはそれに相当する太さ、大きさの文字